

## 令和7年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年3月11日（火）
2. 招集の場所 可児市役所第1委員会室
3. 開 会 令和7年3月11日 午前11時09分 委員長宣告
4. 審査事項

### 1. 付託案件

- 議案第17号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 2. 陳情

- 陳情第2号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情

### 3. 事前質疑

- (1) 職員の多様な働き方について
- (2) 窓口改革について
- (3) 農機シェアリングについて

#### 4. 報告事項

- (1) 第3期可児市総合戦略の策定について
- (2) 令和6年能登半島地震職員派遣に係る情報集約と課題についての報告
- (3) 地方税法等の一部を改正する法律案の概要について
- (4) 一般社団法人カニミライブの特産品開発商品の販売実績について

#### 5. 協議事項

- (1) 議会報告会のまとめについて
- (2) その他

#### 5. 出席委員 (7名)

委員 長	松 尾 和 樹	副 委 員 長	天 羽 良 明
委 員	亀 谷 光	委 員	澤 野 伸
委 員	板 津 博 之	委 員	大 平 伸 二
委 員	田 上 元 一		

#### 6. 欠席委員 なし

#### 7. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	渡 辺 勝 彦	総 務 部 長	武 藤 務
人 事 課 長	土 田 裕 明	総 務 課 長	佐 橋 裕 朗
秘書政策課長	荻 曾 英 勝	広報情報課長	金 子 嘉 明
防災安全課長	土 田 英 雅	市 民 課 長	倉 知 真 弓
税 務 課 長	下 園 芳 明	産業振興課長	山 口 智 司

#### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴 木 賢 司	議会総務課長	佐 藤 一 洋
議会事務局 書 記	杉 山 尚 示	議会事務局 書 記	今 枝 明日香

○委員長（松尾和樹君） それでは皆様、お疲れさまです。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、議案第17号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（佐橋裕朗君） 資料番号1、議案書の14ページ及び資料番号8、提出議案説明書1ページ下段を御覧ください。

議案第17号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正により、本条例第2条の定義において引用する法律第2条中第8項以下の項が1項ずつ繰り下がることに伴い改正するものです。

施行日は、法改正の施行日に合わせ令和7年4月1日とします。以上です。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第17号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第17号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書16ページをお願いします。そして資料番号8、提出議案説明書の2ページをお願いします。

議案第18号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お願いいたします。

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員との給料の均衡を図るため、改正を行うものとなります。

特定任期付職員につきましては、弁護士や医師などを想定しておりまして、現在、可児市のほうで該当者はありませんが、これまでボーナスというものは期末手当のみで勤勉手当の規定がなく、業績を反映させることができるのが特に顕著な業績を上げた場合に年1回支給可能な業績手当のみとなっております。

これを一般職員ですとか会計年度任用職員と同様に、特定任期付職員についても業績手当を廃止しまして、勤勉手当を規定します。

第7条につきましては、第4項と第6項で業績手当が規定された部分を削除いたします。また、9条では給与条例第22条で規定しました勤勉手当が適用除外となっていたため、適用除外を削除いたします。また、第2項において、期末手当の支給率を引き下げ、新たに勤勉手当を支給するものです。

特定任期付の期末手当については、可児市職員の給与支給に関する条例を準用しており、支給率については読み替えて規定をしています。

期末手当に係るものについては、改正前において100分の170としているものを100分の95に改め、勤勉手当に係るものについては100分の87.5とするものです。合計の支給率は3.4月から3.65月となり、0.25月増となります。

別表の改正につきましては、特定任期付の給料表の改正になります。1万2,000円から2万2,000円の増額となっております。

次に、附則についてです。

本市では特定任期付のほうは該当する者はありません。したがって、施行日につきましては、令和7年4月1日としております。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） それでは、これより議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第18号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第18号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 引き続きお願いいたします。

資料番号1、議案書のほうが18ページとなります。そして、資料番号8、提出議案説明書のほうが同じく2ページとなります。よろしく申し上げます。

議案第19号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

令和6年5月31日に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、子の年齢に応じた柔軟な働き方ができるよう措置を講ずるもので、勤務時間外の勤務の制限について、請求できる職員の範囲が拡大することに伴いまして、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものです。

まず、第3条第4項の改正については、配偶者等という言葉が、今回の改正により第15条第1項以外にも出てくるため、配偶者等を説明した部分について、以下同じというふうに変更しました。

第8条の2、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の改正については、国の準則に合わせるためのものです。

規定する対象を、職員から子に変更したもので、内容については変わっておりません。

続きまして、第8条の3第2項の改正については、勤務時間外の勤務の制限を請求できる職員の範囲を、これまで3歳未満の子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員へ拡大するものです。

第8条の3第4項につきましては、第2項の改正により、3歳未満の子を養育する職員を削除したことによる変更となります。

第17条の2は、仕事と介護との両立支援に関する事項となります。

第1項では、職員が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときに、仕事と介護との両立に関する制度等を知らせるとともに、制度等の請求等に関する意向を確認するための措置を講じなければならない旨を規定いたします。

また、第2項では、職員が40歳を迎える年度において、第1項で規定した事項を知らせなければならないことを規定します。

第17条の3、勤務環境の整備に関する措置では、任命権者は、職員が仕事と介護の両立支援制度等の請求などを円滑に行えるようにするため、研修や相談体制の整備、その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない旨を規定いたします。

次に、附則となります。

第1項は、施行日について、令和7年4月1日としております。

第2項については、3歳から小学校就学前の子を養育する職員は、施行日前においても、施行日以降の時間外勤務の制限について請求できるとしたものです。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） これより、議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 第17条の2のところでお聞きをしたいと思っておりますけれども、任命権者は云々とありまして、申し出たときにはで云々とあって、面談その他の措置を講じなければならないとあります。

任命権者は市長ですので、通常、所属係長なり課長に申し出るということですけど、その辺のルールというかがあるかどうかは1点です。

それから、後半の面談その他の措置、通常、その通常の会話の中でという形になるのか、きちんとした面談という席を設けてやるのか、あるいはそれは記録に残すのか、それがその任命権者まであるのか、その辺のプロセスというのはどんな感じになっているのでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） 第17条の2のところにつきましては、基本的に、先ほどの部課長のほうへまず面談というところがありますが、その面談というところの位置づけについては、人事課のほうでまず窓口等を利用して、こちらに上がってくることについては面談をきちんとやるというふうに今ルールを課として考えております。

ごめんなさい、一番最初の御質問のほうをもう一度ちょっと教えていただいてもよかったですか。

○委員（田上元一君） 申出、いわゆる担当課長、係長、あるいは何か本人からということになるんですけど、そこのそのルールでなのか、最初のルールってあるんですか。

○人事課長（土田裕明君） 現在のところはまだそこまでは詳細に決めておりませんが、基本的には当然所属のほうで話をしますので、そこから人事課のほうに上がってくるという想定で今考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） そのほか質疑はございませんか。

○委員（澤野 伸君） 第17条の2の介護両立支援制度等の申告請求のところ、受けられる制度自体の中身、少しちょっと教えていただけませんか。

○人事課長（土田裕明君） これは今回の制度で変わったものではございませんで、これまでもあるものになります。

例えば介護休暇、例えばですね、職員が傷病や疾病、それから老齢などにより2週間以上の期間にわたって支障のある者を介護するために勤務ができないという場合、期間は3回を超えず、かつ通算して6か月を超えない範囲と認められるものがこの介護休暇というものが

ございます。

そのほか、介護時間、今の対象のほうは同じなんですけど、期間について、1日を通じ、始業時間から就業時間までを連続する2時間を超えない時間で30分単位で取得できる期間というものがまたございます。

また別に、要介護を介護する場合、これは有給になるんですけども、特別休暇として介護休暇というものがございまして、年間のうち5日間の範囲で取れる有給休暇がございます。

そのほか、介護を行うための早出遅出勤務、それから今回深夜勤務の制限ということで、申告すれば公務の支障がない場合で制限することができます。以上でございます。

○委員（澤野 伸君） その制度の幅があると思うんですけども、申請によってその介護対象者の度数ですよ、重度介護なのか、どの程度の介護によってそれが対象になってきてという部分があると思うんですけど、その幅というのはどの程度。

○人事課長（土田裕明君） 幅というのは、要介護のところの申請があつて、それを証明するものをこちらに、人事課のほうに見せていただければ、基本的には対象となるというふうにお考えいただければ結構でございます。

○委員（澤野 伸君） 要支援は駄目で要介護ならいいよというぐらいですか。どの程度ですか。介護度も5段階あると思うんですが。

○人事課長（土田裕明君） 今、こちらの規定上は要介護というところでスタートしていますので、その部分からというふうに理解しております。

○委員長（松尾和樹君） その他質疑はございませんか。

○委員（板津博之君） 第17条の3のところ、(1)職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施というふうに書いてありますけれども、これも既に介護両立支援制度がある中で、本市においてはもう既にやっておるという解釈でよかったですでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） 現在では研修ということでは行っておりませんでしたので、今回この規定をさせていただいた上で、新たに研修計画に位置づけたものを考えていくということで、今、研修計画に位置づけて考えております。

○委員（板津博之君） そうなると、その次の介護両立支援制度等に関する相談体制の整備というの、これが規定されることによって新たに設けるといふ。そこは違いますか。

○人事課長（土田裕明君） 今回規定はさせていただいているんですけども、こちらの運用としましては、現在既にいろいろなハラスメント等の相談体制がございまして、そちらを利用する予定でございます。

○委員長（松尾和樹君） その他質疑はございませんでしょうか。  
よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第19号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書のほうが23ページをお願いします。

資料番号8、提出議案説明書のほうが3ページをお願いいたします。

議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、介護するための時間について、法律の規定条項が変更になったことにより、引用条項について改めるものになります。

次に、附則です。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書の25ページを、資料番号8、提出議案説明書につきましては3ページをお願いいたします。

議案第21号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職員の給料表、通勤手当、扶養手当などについて改正を行うものです。

なお、国家公務員との給与の均衡を図るもの以外の部分が一部含まれております。

まず最初に、25ページ、第1条の第2条、給料及び28ページ、第13条の2、単身赴任手当の改正について、先に説明させていただきます。この部分が国家公務員との給与の均衡を図るもの以外の部分となります。

この改正につきましては、能登半島地震をはじめとする長期化した災害等の業務に対応するため、一般職員の単身赴任手当を新たに加えるものとなります。

単身赴任手当は、職員が通勤困難な場所に勤務を命ぜられた際、やむを得ない事情により配偶者と別居することになった際に支給するものとなります。

第13条の2第2項は、基礎額を3万円としまして、赴任先の距離に応じて支給できる加算の上限を7万円としたものとなります。

続きまして、第11条、扶養手当の改正となります。

第11条第2項の改正では、配偶者に係る扶養手当を廃止します。

第11条第3項では、子に係る扶養手当を1万円から1万3,000円に増額しております。

第12条は、扶養手当の支給要件に関する届出、手当、支給開始及び終了の時期並びに支給額の改定に関する条文を削除し、他の通勤手当などと同様に規則委任をします。

28ページをお願いします。

第13条、通勤手当の改定は、上限額を5万5,000円から15万円に増額するものです。

国の改定では、新幹線通勤などを想定しております。市においては、新幹線通勤などを規定する予定はございませんが、今後、災害ですとか専門的な任期付職員を任用するに当たって対応できるよう、国に合わせて改正するものとなります。

29ページをお願いします。

第23条の2、管理職員特別勤務手当の改正は、6級以上の管理職が災害等への対処により、週休日等に含まれる時間を除いた正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の支給対象時間。これまで午前零時から翌日の午前5時となっておりますが、午後10時から翌日の午前5時に拡大いたします。

条例第12条の3、住居手当の適用除外をなくしまして、定年前再任用短時間勤務職員の住居手当を支給できるようにするものです。

次に、第2条につきましては、給料表を書き換えるものとなります。

32ページの別表第1につきましては行政職給料表の（一）、35ページの別表第2につきましては医療職給料表となります。38ページの別表第3につきましては福祉職給料表となります。

給料表の改定は、国の改定に合わせ改定するものですが、現在、本市に在職している職員に影響のほうはございません。

次に、附則について説明いたします。

附則の第1条は、施行日について規定したものです。

施行日は令和7年4月1日です。

第2条は、行政職給料表（一）での3級から7級について、初号付近の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げる改定が行われておりまして、他の給料表についても、これに準じた改定が行われております。給料表ごとの切替表を定め、号給を切り替えるものとなっております。

また、附則第3条では、切替日前に昇給等により職務の級を異にする異動した職員については、その昇給等を改正後の規定により切替日に行ったとした場合に不利とならないように調整するというものです。

附則第4条、令和8年3月31日までの間における扶養手当につきましてはの経過措置がこちらのほうで規定されております。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、扶養手当について第11条の第3項中の、子に係る扶養手当が1万3,000円とあるのは1万1,500円とし、配偶者に係る扶養手当については3,000円とするものです。

附則第5条については、暫定再任用職員の手当に住居手当を加えるものとなっております。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） それでは、これより議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第21号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書50ページをお願いします。資料番号8、提出議案説明書は4ページをお願いします。

議案第22号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、国家公務員の給与改定に伴う常勤職員の給与改定に準じまして、会計年度任用職員の給料表、期末手当、勤勉手当について改正を行うものとなります。

50ページをお願いいたします。

第1条の第8条第2項フルタイム会計年度任用職員の期末手当の改正です。

第8条第2項の改正は、改正前におきましては、期末手当の支給率について、6月、12月、いずれも100分の122.5としているところ、改正後においては100分の125とするものです。合計の支給率は2.45から2.50となりまして、0.05月増となります。

第9条第2項、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の改正です。

第9条第2項の改正は、改正前においては、勤勉手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の48.75としているところ、改正後においては100分の50とするものです。合計の支給率は0.975から1.0月となり、0.025月増となります。

次に、第2条については、常勤職員の給料改定に準じまして、給料表を書き換えるものとなります。

52ページからの別表第1につきましては行政職給料表（一）、それから56ページ以降の別表第2につきましては行政職給料表（二）、57ページからの別表第3につきましては医療職給料表、そして60ページからの別表第4につきましては福祉職給料表となっております。

なお、パートタイム会計年度任用職員の報酬等につきましては、第13条におきまして、フルタイムの給料月額を基に積算しておりますということの規定がございまして、当然フルタイムと同様に報酬、それから並びに期末勤勉率についても増加しておりますので、付け加えさせていただきます。

それから、申し訳ございません。先ほど介護休暇について御質問をいただいた際、私は要介護というふうにお答えさせていただいたんですが、申し訳ございません、要支援でも可となっておりますので、訂正させていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございませんでした。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） それでは、これより議案第22号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより、議案第22号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第22号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書63ページをお願いします。資料番号8、提出議案説明書につきましては4ページをお願いいたします。

議案第23号 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

先ほど、可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正に準じまして、可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類を見直すため改正を行うものです。

63ページのほうをお願いします。

第2条の改正につきましては、可児市職員の手当に、先ほど新たに単身赴任手当を追加させていただきました。その単純な労務に雇用される職員の手当にも同手当を追加するとともに、能登半島地震など災害等派遣依頼が増加しておりまして、それに対応するため、単純な労務に雇用される職員の手当に災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を追加するものです。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第23号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了します。

これより議案第23号 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第29号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 資料番号1、議案書114ページ、それから資料番号8、提出議案説明書につきましては7ページをよろしくお願いします。

議案第29号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

先ほど、可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正に準じて、可児市企業職員の給与の種類及び基準を見直したため、改正を行うものです。

114ページをお願いします。

第2条及び第7条の2の改正は、議案第21号において、可児市職員に支給できる手当として、単身赴任手当を追加したことにより、企業職員の手当にも同手当を追加するものです。

第6条、扶養手当の改正です。

第6条第2項の改正では、配偶者に係る扶養手当を廃止します。

115ページをお願いします。

第12条の2第3項、管理職員特別勤務手当の改正です。

管理職員特別勤務手当の改正は、6級以上の管理職が災害等への対処により、週休日等に含まれる時間を除いた正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時としたものです。

116ページをお願いします。

第19条、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外については、条例第6条の3、住居手当の適用除外をなくしまして、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給できるようにするものです。

次に、附則についてお願いいたします。

附則の第1条は、施行日について令和7年4月1日としております。

附則第2条、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、扶養手当について、配偶者についても重度心身障がい者と同額を支給できることを経過措置として加えるものです。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第29号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） 資料番号1、議案書124ページを御覧ください。資料番号8、提出議案説明書につきましては7ページを御覧ください。

議案第32号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、国家公務員の給与改定を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の補償基礎額及び扶養親族加算額が改定されることに伴うものでございます。

改正内容につきましては、第5条第2項第2号について、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げるものでございます。

第5条第3項については、扶養に係る補償基礎額の加算額を、配偶者については217円から100円に引き下げ、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、333円から383円に引き上げるものでございます。

別表につきましては、非常勤消防団員等の補償基礎額を議案書125ページ、別表、補償基礎額表のとおり引き上げるものでございます。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより、議案第32号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第32号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） 引き続きお願いいたします。

資料番号1、議案書127ページ、資料番号8、提出議案説明書8ページを御覧ください。

議案第33号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員補償金の勤務年数区分において、これまで上限を30年以上としていたところ、新たに35年以上の区分が追加されることに伴うものです。

改正内容は、議案書128ページ、別表、退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに31年以降の区分を追加するものでございます。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了します。

これより、議案第33号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第33号については原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

それでは、以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

---

再開 午前11時52分

○委員長（松尾和樹君） 会議を再開します。

それでは、ここで一旦休憩といたしまして、会議は1時から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後0時58分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開します。

次に、協議題2. 陳情に移ります。

今回陳情が1件出ております。

陳情第2号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情を議題といたします。

陳情第2号は、教育福祉委員会でも協議は行いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会において、この陳情の取扱いについての御意見をお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（天羽良明君） 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについてということで、伊藤豪さんから陳情をいただいております。

地域の治安をよくすること、これが自治体の重要な使命の一つですということは本当に同感です。犯罪などを減らす取組についての陳情をいただきまして、詳しく内容も見せていただきました。犯罪の背後にあるものとしましては、例を挙げていただいたその辺もあるかなというふうにも感じる部分もありました。

1つ、2つという形で、大きく1つ目として、自治体ごとのホームページ、機関紙等で数値を公表する。これは治安に関するデータを、17データをピックアップしていただいております。また、2つ目としましては、この数値目標に対して具体的な実施計画を市民と共有するということが書いてありました。

当委員会としましては、市民の防犯意識を高めるという啓蒙活動が重要ということ、それは大変同感できることだと思っております。現状を知ることなしに改善することはできない

ということも同感させていただきます。

そして、私としても、このような陳情で数値が、そういった犯罪のことを考える新たな視点という形で受け止めることができました。家庭内での話合いとか、学校の道徳とか、そういったものもますます重要だと感じました。

ですが、離婚率が例えば高いとその影響はどうだとか、イコールではなかなか結びつけることが難しいようなものもあります。その数値とその原因を関係性はあるということはあるかもしれませんが、絶対ではないということもあります。また、公表することによって子どもへの影響を少し考えました。

また、政府の全体的な日本のデータというものであればまだしも、可児市単独だと、ちょっと具体的過ぎるので影響が大きいかなというふうにも思いましたので、今回はこの陳情は聞きおきでいいと私は考えました。以上です。

○委員長（松尾和樹君） そのほか、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ただいまは聞きおきという御意見でしたけれども、そのほか御意見がないようです。

それでは、この陳情第2号については聞きおきとさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

では、ここで議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後1時02分

---

再開 午後1時05分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開します。

次に、協議題3. 事前質疑(1)職員の多様な働き方についてを議題とします。

提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君） 午前中の議案のところでも、幾つか職員の処遇改善についての議案が可決というか、議決をさせていただいたんですけれども、職員の多様な働き方についてということで、少し提案ベースのお話をさせていただきたいと思います。

働き方改革や人材確保を目的に、公務員の多様な働き方が試行導入をされております。国家公務員においては、本年4月、2025年4月より、総労働時間を変えずに、土・日に加えて1日休める選択的週休3日制度が導入されるということになっております。この週休3日制度については、既に先進的などといいますか、地方自治体においても試行的に導入しているところも見受けられております。

また、勤務終了後に次の出社まで一定時間のインターバル、休息時間を設ける勤務時間インターバル制度の試行的な導入も広がっています。ちなみに、11時間はたしか空けましょうという制度だったというふうに認識をしております。

可児市においては、午前中のようないろいろな様々な処遇改善の努力をされておりますが、多様な働き方について、どのように考えておられますでしょうか。

上記2事例の検討状況を含めてお伺いをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 職員が仕事とプライベートを両立させるために、柔軟な働き方ということを進んでいくということについては、もちろん職員のモチベーションアップですとか、効率性という面でも重要であるというふうには認識しております。

いろいろ働き方ということで、例えば在宅勤務ですとかフレックス、それから先ほど委員に教えていただきました週休3日制度、それから勤務時間インターバル制度など、多様な働き方に関する制度というのは様々あるというふうには認識しております。

昨年ではあります、昨年の11月時点で、県内のほうの市町村のほうもいろいろと聞き取っておるところで、県内市において週休3日制度、それから勤務時間インターバル制度の導入というところは、その時点ではちょっとございませんでした。

もちろん週休3日制度について、先ほど委員もおっしゃっておられましたけれども、1日の労働時間が増えることによって休みをつくるということですので、1日に対する負担というものは大きいというところのデメリット、それから作業効率がかえって落ちるというようなこともちょっとデメリットであるというふうには聞いておりました。

制度の導入自体が目的にならないようには、こちらのほうも考えて、本市において導入自治体等の事例を、情報収集を引き続きさせていただきまして、職員のワーク・ライフ・バランスというような制度となるように、ちょっと検討していきたいなというふうには思っております。

また、勤務時間インターバル制度というものにつきましても、国家公務員のほうでは、もとの職員の長時間労働を是正するという目的がございました。国家公務員での導入を取り入れられたところでは、例えば国会での答弁での作業時間が未明まで起こるというようなことが常態化しているというところが1つあったところが例であったというふうに聞いておりました。可児市において、現状では長時間労働、時間外について、例えば21時30分以降の残業が常態化しているかというところ、現在のところはそのような部署はないというふうに認識しております。

全体の平均時間外につきましても、令和4年度と比較しますと、令和5年度は月10.9時間から月10.1時間に減少しているというふうに認識しておりますので、今現状によりますと、上司による時間外についての把握ですとか、仕事の割り振りなど、声かけ等もできているというふうにも認識しておりますし、時間外勤務時間の削減に向かっているというふうに認識しております。

また、近年、男性職員の積極的な育児休業も取れるようになってきておりました。働きやすい環境というのが整ってきているというふうな一方で、取る職員はもちろんその制度を使っていたらいいんですけども、残された職員のほうの当然業務量というのも増える

というふうに認識しております。

そちらの業務量が増加したほうの対応といったところがちょっと課題であるかなというふうに人事課のほうも考えておりました、多様な職員の働き方、取組を今後行っていくためには、もちろんベースとなる職員の確保というところに力を入れていかなきゃいけないかなというところと、DX導入といった事務の効率化というところについても必要であるというふうに考えております。

また、管理者の人材マネジメント方針というところがございまして、その中でも人材確保、人材育成、適正配置、処遇・職場環境の整備といった4つの施策のほうを有機的に取り組んでまいりたいなと思っております。

当然、並行して十分な職員数の確保というのに注力していきたいなというふうに考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） るる説明のほうをありがとうございます。

今実際に働いていらっしゃる職員については、恐らく今の御説明で十分納得はされているでしょうし、人事課、それから庁舎全体としての取組というのも十分理解をしながら、それに合わせて働いていらっしゃるというのも、それも理解をしています。

一方で、人材確保という面で見ますと、今、職員の採用に非常に苦慮していらっしゃる。そんな中で、例えばアナウンス効果という意味でも、週休3日であるとか、インターバルはそうではないですけれども、そういうアナウンス効果というのも非常に大きいという面もあるかなと思います。

ですので、そうした硬軟を取り混ぜて人材確保をいろんな形でやってみえると思いますけれども、そうしたことも念頭に置きながら、しっかりと県内の状況や全国の状況を見定める中でも、より積極的に可児市として導入していくことをぜひとも念頭に置いてやっていただきたいというのが、これは意見になりますけれども、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(2)窓口改革についてを議題とします。

提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君） それでは、窓口改革について御質問をさせていただきます。

これは、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの中でも自治体改革という部分での質問ということになりますが、可児市の実情を見ながらの質問ということにさせていただきます。

まず、可児市は近隣市町と比べても、窓口、特に1階というふうにあります。窓口に来庁されるお客様の数が非常に多いというのが私の印象であります。

職員の負担軽減と、それから先ほど市民課長からもありましたが、業務の効率化をしていくということのためには、その要因を正確に把握・分析し、適切な対応をしていくことが必要だというふうに考えております。

全国の市町村においては、これはもう午前中にも少し議論になりましたが、デジタル技術を活用して書かない窓口であるとか、リモート窓口、さらには人工知能A Iによる申請手続サポートなどの先進的な取組が進んでおります。

実は最近、新聞紙上でもちょっと載りましたが、国においても、これは総務省になりますが、こうした全国の自治体の窓口改革を推進するための財政的な支援であったり、これは先進自治体をピックアップして、そこに積極的な手厚い助成をして、そしてある意味手順書のほうをしっかりと作成するみたいなことをして、それを全国に広げていこうというような、そうした新しい支援制度もできているというふうに聞いております。

可児市の現状の窓口改革、まずは現状と課題についてお聞きをしたいということと、それを受けてどのように改善をしていこうとしてみえるのか、その検討状況についてお聞きをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○委員長（松尾和樹君）** この件に関して執行部の説明を求めます。

**○広報情報課長（金子嘉明君）** まず、窓口改革の現状についてお答えします。

まず、令和3年度に業務量調査というものを実施いたしまして、令和4年度に各課で専門性が不要かつ定型的な作業というものを洗い出しまして、それを分析し、様々な対応をしてきています。

対応の方法というのは、デジタル技術を活用して対応するものもちろんありますが、例えば人事的な施策、例えば臨時職員の配置だとか、カラーズさんのサポートだとか、いろんなものがありますが、そういったものもあります。

本市の窓口DXの取組ということになりますけれども、主に4つあります。

行かなくても済む市役所の事例として、1つ目ですけれども、自宅などから各種手続ができるオンライン申請、2つ目がコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って各種証明書を受領できるコンビニ交付です。

特に1つ目のオンライン申請については、各種申請手続のほか、地区センターとかの講座の申込みだとか、あと議会でも使っていただきましたが、アンケート、そういったものも幅広く活用されております。

2つ目のコンビニ交付については、平成28年度から導入してはいますが、マイナンバーカードの交付枚数の増加に伴って、コンビニ交付率も令和5年度末ですが、16.6%まで上昇しています。

次に、市役所で書類を書かなくてもよい事例として、3つ目になりますけれども、職員が聞き取ってシステムに入力する簡単証明窓口システムというものがあります。

4つ目が在留カード、外国人の在留カードを読み取ってシステムに入力するA I－OCRシステムです。こちらは市民課のほうの対応になります。

最後になりますが、リモート窓口というものがちょっと出ましたので、これについては令和4年度に帷子地区センターと本庁を結び、試行的に実施しましたがけれども、実例が1件とごく僅かでニーズが低いことが分かりましたので、令和5年度に廃止しております。

次に、課題の認識なんですけれども、労働力の絶対量の不足というものがございますので、それに対する市職員の働き方改革と、将来の人口減少を見据えた持続可能な市政運営に向けた行政サービスの最適化が大きな課題と認識しています。

改善検討状況についてですけれども、行かなくても済む市役所の今後の展開としては、先ほど言ったオンライン申請で申請したものを、結果などをお知らせするオンライン通知サービスを令和7年度から開始します。子育て関連のお知らせなどから始めていき、将来的には全庁的に展開していきたいと考えています。

また、税などの収納や窓口での手数料の受領などをコンビニや市の窓口などでキャッシュレス決済できるよう、支払い方法の多様化も順次進めています。

引き続き、国等の動向やシステム標準化後のシステム運用等も踏まえながら、窓口業務の効率化と市民サービスの質的向上に資する窓口DXを着実に進めていきたいと考えております。

また、開庁時間変更の検討など、全庁的なフロントヤード改革については、市政企画部が中心となって検討を始めたところです。以上となります。

○委員長（松尾和樹君） この件に質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 今るる御説明いただいたので、そのことは特に言うことはありません。

ちょうど市民課長が来てみえるのでお伺いしたいんですが、お客さんが大変多いというのも、私だけの印象なのかどうか分かりませんが、よくお聞きするのは、可児市は転入転出というか、それが非常に多いので、どうしても外国人を含めた出入りが非常に多いから、どうしても数が多いのはどうしようもないんだという意見を言われる方もいますけれども、その辺の現状というのはどうなんでしょうか。

○市民課長（倉知真弓君） 委員のおっしゃられるとおり、やはり可児市は外国籍の方が多いということと、あとその方たちの住所異動も多いということで、ほかの市に比べても人も多いですし、時間もかかるという現状はあります。

しかしながら、先ほど広報情報課長が申し上げたとおり、AI-OCRというものを取り入れまして、在留カードの情報を読み込むシステムを取り入れました。今年度2月末現在、871件、そのシステムを使って異動入力しております。在留カードというのは、記号番号だったり、在留資格だったり、入力項目が多いものですから、その入力にも時間がかかりますし、またその審査にも時間がかかるということでしたけれども、今そのシステムを取り入れて、そこのところは時短できるようになっております。

また、システム標準化後には在留カードだけではなく、転出証明書なども読み込めるようになるというので、さらに便利になると考えております。以上です。

○委員（田上元一君） かなり努力をいただいてありがとうございます。

あともう一つ、多い原因というか要因として、マイナンバーカード、やはりあるのではないかなと思います。

ちょうど5年や10年の更新の時期に来られる方も多い。で、その方々必ず申請のときと取りに来られるときと2回ですかね、最低は来なくちゃいけない。それは国の制度なのでどうしようもならないわけですけど、それも大きな要因になるかと思えますけど、そこに対する何かアプローチとかは、今ありますでしょうか。

○市民課長（倉知真弓君） 通常は申請と交付と2回お越しいただくんですけれども、可児市の場合は申請時来庁方式というものを取り入れていまして、そこで本人確認できた場合は、本人限定郵便という郵便で直接本人の御自宅に郵便局が届けるという制度を取り入れていまして、そういう方は1回で済むようになっております。

もう一つ、今回3月から始めたんですけど、これは市民の方、お客様には直接関係ないんですけども、10年たったことで申請書にIDというのを振らなきゃいけないんですけども、今まで月に10件弱だったものが急に1,000件ほどに増えておりまして、それを職員が手で付番していたんですけども、そこも広報情報課に相談しまして、自動で入力できるシステムをちょうど3月から取り入れました。

そうすると、自動でこうやって付番してくれるので、年間66時間ぐらいは最低でも減らすことができるんじゃないかと思っております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

○委員（田上元一君） ありがとうございます。

私ももう住民票や印鑑証明もコンビニでやっています。めちゃくちゃ簡単なので、もう連絡所へ行く必要もないですし、すぐそばのコンビニできちゃう。すごい便利だなというふうに思います。その便利さというか、それをもっと市民の方にしっかりと認識をしてもらうとか、こんなに簡単なんやということで、市役所に来なくていいよとか、そういうことをしっかりPRをしていくとか、それってすごく大事だと思うんですね。

恐らく通常のPRをやってみえると思うんですけど、もう一步そこに対する努力とか、それは何かお考えでしょうか。

○市民課長（倉知真弓君） もう一步といいますか、今回10年目で更新の方が増えたので、そのときはコンビニ交付までは御案内できなかつたんですけども、今こんな便利なものがありますというふうに交付窓口でまず説明をさせていただいています。

あと、1階ロビーにコンビニと同じようなキオスク端末というものがあるんですけども、割と目立ちにくいので、そこに大きな看板を置いて、ここでもできますよということを案内させていただくようにしております。まだ看板を作ったばかりで掲げていないんですけども。

特に簡単窓口もできるけれども、機械の操作が苦手な方は簡単窓口、機械の操作ができる方はこちらでどうぞということを案内することで、次はこれが、同じ機械がコンビニにあるということで、市役所にお越しいただかなくても済むんじゃないかと思っております。以上

です。

○委員（田上元一君） 今お聞きすると、いろんなことを取り組んでいらっしゃる。すごくよく分かりまして、すごく努力して、すごく評価をするところです。

しかし一方でいうと、ホームページとか新聞に載るのは、例えば美濃加茂市や坂祝町で書かない窓口ができましたよという、そういう形になっちゃっているんですね。

美濃加茂市や坂祝市へ行ったところで、お客様はほとんどいないんで関係ないだろうと、うちから比べれば。だけど、PR的に言うと、書かない窓口やっています感ですごいなあになっちゃうわけじゃないですか。

だから、そのPRの仕方って、先ほどのことも含めてですけど、やっぱりもう一工夫ないと職員の方、市民の方が食いつくといいですか、そういうのが大事だと思うので。だからどうしようということではないですけど、もう一工夫するように御努力をいただきたいということを、これはお願いですけれども、お願いをしておきます。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(3)農機シェアリングについてを議題とします。

提出者の天羽委員に説明をお願いします。

○副委員長（天羽良明君） 農機シェアリングについてです。

昨年の12月16日に産業振興課の山口課長から勉強会でいろいろ教えていただいたことを冒頭に上げさせていただきました。

新規就農者など認定農業者支援を継続しつつ、繁忙期の農家を手伝う援農ボランティア制度や、多面的機能と本市の美しい景観を守るため、地域で農地を維持するための策など、これらを実行するために、農業機械をレンタルできる環境づくりは1つ有効手段であると私は考えます。

先般、総務企画委員会で茨城県のつくばみらい市へ行政視察に行きました。そのときには、いろいろな説明を庁舎のほうでいただきまして、公民連携によって、農家の悩み、そしてこれから新たな担い手をつくるための悩みとか、そういったものを行政側と企業が連携して、現行の補助制度なんかにも負けないようなことがないだろうかということから、農機シェアリングが出来上がったというお話をいただいた後に、実際に現場にお邪魔させていただきました。

カーポートがありまして、その中にトラクター1台とアタッチメントが3つ、そして補給するための燃料が置いてあるというような現場でございました。

利用のほうは野菜作りを中心として、使用者に新規就農を考えるきっかけとして活用されているということで、農業のほうもやっぱり先に莫大なお金がかかるということで、なかなか新規就農の気持ちが、判断もできないということもあろうということもあって、機械を購

入する費用をレンタルで負担を抑えることによって判断していただいているということも説明がありました。

勉強会の際にも、株式会社クボタから農機シェアリングの事業内容などの説明を受けたときにも、我々としても、本市は水田が中心ですので、可児市にはコンバインとか田植機とか、そういった機械のほうが有効性があるんじゃないかというようなことも、私も勉強した後は感じたんですけども、しかしこのつくばみらい市におきましては、面積約79平方キロメートル、ほぼ可児市と同じぐらいの面積の半分が水田でした。その中でほぼほぼ田んぼで、畑が少しというような形のまちでも、新規就農者の開拓に農機シェアリングが、先ほど言ったように、野菜作りを中心として一役買っているというお話でした。

ということで、市のほうでこれから新しいビジョンなどに取り組むに当たって、現状のままではいけない、例えば新しい担い手がなかなかできないんじゃないかというようなことをどういうふうに打開するかというようなビジョンがこれから描かれるとは思いますが、市のほうで考えてみえる、市民全体でこの農業の問題に取り組もうという、そういう意識の醸成というか、また農耕者の皆さんのやる気の向上、それを市民全体で消費という形でバックアップするような、そういうビジョンがこれから期待されると思いますが、現状の担い手で、現状の手法では農地を管理し切れなくなっている現状を考えますと、本市にとってこの農機シェアリングは一つの手段だと考えますが、市としてどう考えますでしょうか。

○委員長（松尾和樹君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（山口智司君） お答えします。

株式会社クボタが事業展開する農機シェアリングサービスが、つくばみらい市をはじめ全国的に広がっていることから、農業機械のシェアリングサービスへの需要があり、委員が言われるとおり、農業への新規参入及び事業拡大に有効であるとは認識をしています。しかしながら、今のところシェアリングされている農業機械は、トラクターや耕運機など畑作を対象としていることから、水稲が中心の本市での需要はあまりないと考えています。

先日、めぐみの農業協同組合の可児本部可児営農経済センターに本市での農機シェアリングサービスについて聞き取りしたところ、需要は期待できないのではとのことで、同様の見解を示していました。

現在、本市では農業機械のシェアリングではありませんが、可児市認定農業者等支援事業補助金交付要綱の中で、トラクターや田植機、コンバインなどのリース料を5年間補助するという制度を令和5年度から設けており、これまでに田植機がリースされております。

市としましては、今後、農業経営者の高齢化、後継者不足により農地の維持管理が困難となり、遊休農地の増加が懸念されますが、こうした農地を認定農業者などが引き受けることで、農地の集約・集積がより伸展していくことを期待しております。

そのためには、認定農業者などの経営基盤の継続的な安定が不可欠となりますので、市として補助制度などにより経営面での支援を充実させていきたいと考えています。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○副委員長（天羽良明君） 先ほど農業関係者、めぐみの農業協同組合の関係者のほうから、このシェアリングの効果をということでコメントをいただいたようですが、私も、自分の地域でよく座談会などにも顔を合わせるような方々、めぐみの農業協同組合の支店長とか土利夢ファーム可児の方とか、あとは営農経済センターのほうの方にも、いろいろ勉強の都度いろいろ情報交換もさせていただいておるんですが、そんな中から、先般もフリースピーチで1人、耕作放棄地の解消策について、既存の土利夢ファーム可児とか大きな面積をやってみえる方の、もうちょっときちっとできる環境づくり、そういう補助制度なんかも充実というようなこともありましたけれども、もう一つ、作業をされる新しい方の一つとして、外国人労働者の活用なんかを御提案があったわけですが、その点について、今言った方々にいろいろ情報交換をしておる中で、自分の持っている機械を、若い、地域でそういうやりたいという方に貸すだけでも、ちょっとすごく、壊れちゃったらどうしようかということもあったりするんですけど、外国籍の方にやってもらえるとすごくいいとは思んですけど、外国籍の方にまた貸すということは、また1つ乗り越えなければいけない判断があるということで、そのときはこういうシェアリングでやられると、壊したとかそういうことに関しては、もちろんやられるその所有者が、ヤンマーとかそういう所有者がメンテナンスされるでしょうから、その点はいいんじゃないかというような話もいただいたんですが。

言った言わんの話になるので、この辺にしたいとは思んですけども、農機シェアリングの機械に関しては、使いたい、使ってほしい対象は、その担い手はもちろん、機械を自分で持っていますし、めぐみの農業協同組合関連であればなおさら持っていたりするんですけど、私の言いたいのは、新しい新規の就農者にとっては機械がない方に使ってほしいということなので、その辺のこれから担い手になる可能性のあるような方々に、その声を聞いていただいたりするのがいいかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○産業振興課長（山口智司君） 新規の担い手ということですが、市としては、新規の担い手というのは大規模でやる認定農業者という法人のことを対象としております。

なので、個々でやっている方のところでの新規の担い手というのは考えておりませんので、あくまでも市としては、そういった法人レベルのそういうところの担い手を支援して、集約・集積化というのを進めていくことが、遊休農地を増やさないということにつながっていくというふうには考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） よろしいですか。

○副委員長（天羽良明君） すみません。

このつくばみらい市のほうの、先ほど御説明させていただいたとおり、行政の負担としては、このカーポートの費用ぐらいです。機械の所有はということ、この勉強に行く前に、めぐみの農業協同組合にもどんなふうですかということも聞かれていたので、つくばみらい市の所有ではなくて、クボタの所有だったということも報告させていただいて、つまりは行政としての予算というのは大きな予算ではなく、すごく機械を触っていただけるきっかけになるということでもありますので、またこういうことを、今答えを出すというふうではなくて、

もちろんこのトラクターというものではなくて、例えば可児市の場合ですと、担い手が今委託を受けている部分でも、草がちょっとぼうぼうになってしまっていて、気持ちとしてはもうちょっと農家の方、所有者に草刈りのメンテナンスとか水管理もやってもらいたいというようなこともあって、そしたら機械はトラクターでなくて小さな草刈り機でもいいですし、いろんな機械なんかはまだまだトラクターに限定したことでございませぬので、まだまだ芽を摘まずに、いろいろ調査をしていただきたいなど。私も調査をこれからもしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませぬでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時39分

---

再開 午後 1 時42分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開いたします。

協議題 4. 報告事項(1)第 3 期可児市総合戦略の策定についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） それでは、資料17ページをお願いします。

私からは、第 3 期可児市総合戦略について御説明いたします。

この第 3 期可児市総合戦略につきましては、昨年 8 月28日に開催しましたまち・ひと・しごと創生推進会議で概要説明、了承をいただいた上で、昨年 9 月10日開催の本委員会で既に御説明をさせていただいておりますので、今回はポイントを絞った説明となりますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

19ページをお願いします。

先ほども申し上げましたとおり、19ページから26ページまでは、9月の総務企画委員会の説明以降、字句の訂正のみで内容の変更は行っておりませぬので、ポイントのみの説明とさせていただきます。

まず、19ページの(1)でございませぬが、位置づけとなります。

2段落目に記載がありますとおり、市政経営計画の具体的な実行計画として位置づけてございます。

続きまして、(2)対象期間でございませぬが、市政経営計画の計画期間と合わせるため、令和7年度から令和9年度までの3年間でございます。なお、第4期以降は4年間の計画とする予定でございます。

次に、20ページをお願いします。

20ページと次の21ページに、(4)デジタル田園都市国家構想総合戦略と(5)「清流の国ぎふ」創生総合戦略の、国と県のそれぞれの戦略を載せてございます。概要でございますね。続きまして、23ページをお願いいたします。

2の人口の動向でございます。

24ページを下段ですね。

24ページの下段、(4)年齢別人口の推移を御覧いただきますと、今後の人口の減少が進むことが予想されます。

続きまして、25ページですね。25ページでございます。

目指す将来像と重点方針でございますが、こちらは市政経営計画と全く同一でございます。

(2)の重点方針では、国・県の戦略との関係性を整理してございます。

それでは、ページを送っていただきまして、27ページお願いします。

27ページですが、ここからが9月の説明の際は未定としていた部分でございます。

4の具体的な取組のまとめ方としましては、市政経営計画と同様、4つの重点方針ごとに3つの重点施策を位置づけてございます。

そして、その重点施策ごとに実施事業を整理してございます。

この実施事業につきましては、今議会、3月議会に提出しております令和7年度当初予算案でお示ししておる事業内容と相違ございません。一緒のものでございます。

それでは、重点方針1.高齢者の安気づくりで御説明をさせていただきます。

まず、基本的方向でございますが、こちらは市政経営計画からその概要を転記してございます。

次に、数値目標でございますが、こちらは毎年度、年度当初に実施しております市民アンケートの結果を目標値としまして、成果目標の設定基準、目標値として定めておりまして、制度目標の設定基準は令和5年度実績としてございます。

続きまして、次に重点施策になりますが、オレンジ色の部分でございますけれども、(1)高齢者の暮らしを支援、次のページ、28ページに、(2)健康寿命を延ばすための健康づくり、続きまして、もう1ページ送っていただいて、29ページの(3)介護保険サービスの安定的な提供の3つの重点施策を定めていますが、これも市政経営計画と全く同一でございます。

そして、これらの重点施策に、それぞれの事業及びKPIを整理してございます。

事業及びKPI、先ほど御説明させてもらったとおり、今議会の予算案と全く同一でございます。まして、令和7年度の可児市予算の概要の3ページ以降と、さらに予算決算委員会で御説明させていただいた重点事業説明シートの内容と全く同じものでございます。

よって、既に予算決算委員会で全ての事業は各課から御説明をさせてもらっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以降、30ページに重点方針2の子どもの笑顔と子育て世代の安心づくりが載っております。

33ページまで送っていただきますと、次の重点方針3の地域・経済の元気づくり、送って

いただいて、36ページ、36ページには重点方針4のまちの安全づくりを記載してございますが、内容につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市政経営計画、さらには令和7年度当初予算案と同一でございますので、説明は省略させていただきます。

今後ですけれども、今議会での令和7年度当初予算の議決を経まして、この戦略も最終の策定となります。

戦略の推進体制に変更はございませんが、今後、まち・ひと・しごと創生推進会議の実施事業の点検、報告に基づく検証、検証結果に基づく見直しなど、必要に応じ毎年実施していくこととなります。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまの説明に対して質疑はございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） 昨年の9月の委員会の説明で2つ、総合戦略という名前はこのまま堅持をするよということで、デジタル田園都市国家総合戦略という名前にはしないよという話が1つありました。それからもう一つは、市政経営計画の実行計画として定めていくよという話もありました。

ですので、出来上がったものは恐らく、いわゆる予算案の、予算事業が羅列じゃないですけど網羅してある計画になるんだなということは、おおよそそのとおりだろうというふうに思っていましたし、案の定そういうふうになったということで、そこについては特に議論はありません。

恐らく、市政経営計画が基本構想、総合計画でいうところの基本構想や基本計画という位置づけであり、これが若干基本計画と、この総合戦略は実施計画と基本計画の合わさったようなものであり、それを3年間ローリングしながら予算案という形でやっていくと、そういう位置づけなんだろうなということで、その組立てについては恐らくそういうことだろうなということで、特に異論はないし、そういうことなんだろうなというふうに思っています。

それで、今後についても、いわゆるまち・ひと・しごと創生推進会議において、その事業の進捗を、KPIを、進捗管理をしていく、これについてもそのとおりだと思うので、問題はないかなと思っています。

なので、このこと、今このできたものについて特に申し上げることはないわけですが、ちょうど今朝の予算質疑のところ、予算決算審査結果に対する報告というところで、新たな議会のほうからは、いわゆる自治体DXというよりも地域社会DXということに対してのその取組はどうかというお話をさせていただいて、それに対しては特にそうした事業は取り組んでいないということでしたので、取り組んでいない以上、ここに書いていないのはしょうがないので、それについて何か言うことはもちろんないわけですが、議会のほうのその思いとしては、いわゆる地域課題といいますか、市役所の内部的なことというよりも、その地域にいろいろとある様々な課題に対してどのように取り組んでいくのか。それをデジタル実装ということでデジタルの技術を活用してやっていけないか、そうしたことに取り組んでいってもらいたいというような提言であったので、それに対する答えが今朝として

はないよということなので、ない以上はここには書いていないのは当たり前なので、それについては大丈夫なんですけれども、国としては、今年度、石破総理の所信表明でもありましたけれども、地方があって初めてみたいなこと、その交付金を1,000億円から2,000億円に増大をするという目標を掲げています。

そして、そうした市町村の取組をデジタル田園都市国家構想交付金による横断的な支援をしていくということを言っておるわけなんですけれども、ここに書いていない以上、今日どうなっているんだという話にはならないので。ですが今後、例えばそうしたことへの取組、せっかく国のほうが、失礼な言い方になりますが、エンジンをぶら下げているわけですので、そうしたものを活用してやっていくというのもありなのかなとは思っていますけど、それは今この場でやりますとかやりませんということとはできないと思いますけれども、国としてはそういうことをしながら地方を後押ししていきたいというのが、このデジタル田園都市国家構想、地方創生予算に対する思いだと思いますけれども、それは秘書政策課なのか財政課なのか、ちょっと分からないんですけど、そうしたところに何か取り組んでいくというか。取り組んでいかないとやっているのか、ちょっと答えとしては、取り組んでいかないとやっている以上は、それ以上は、いかないと、それで終わりなんですけど、その辺の考え方というのは何かあるんでしょうか、ないんでしょうかと、ちょっと答えられなかったら答えられないで結構なんですけれども、お願いいたします。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） すみません、デジタル実装に関わらずという御質問でよろしかったでしょうか。

○委員（田上元一君） 関わるです。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 関わるですね。分かりました。

石破総理が地方創生2.0ということで、交付金の名前も、今、新しい地方経済・生活環境創生交付金という名前が変わりまして、その中でデジタル実装の交付金も当然ございます。

そこで、私も資料はずっと見せてもらっておるんですけど、その中でデジタル実装型の概要というところで、田上委員がおっしゃられるように、デジタル実装型はデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、事業の立ち上げに必要な経費を支援するものという記載がございます。

例示もいろいろありまして、この交付金の実装型については、TYPE1とかTYPEVとかといろいろございまして、今市が取り組んでいるのは横展開ということで、よそがやった事業をまねるようないろんな事業を展開しようと。

TYPE1の例示としましては、書かない窓口とか、地域アプリとか、オンライン診療というのが国のこのデジタル実装の交付金の例示としてございます。

こういったものについては、今日、広報情報課長からも一部説明させていただきましたけれども、窓口の部分であったり、事務改善の事務改革、行革のような形でデジタル化を進めておるといってございまして、引き続き、今後についても、こういったデジタル、DXについては積極的に取り組んでいくという方向性は変わってございません。やっていないと

かないとかという話ではなく、前向きに取り組んでおりますので、そこだけちょっと御説明というか、ちょっと追加で御説明させていただきたいんですけども、実は令和7年度当初予算編成におきましても、まず令和7年度の当初予算案につきましては、実は7月12日に、市政運営の方針及び予算編成の基本方針というところで、そこから令和7年度予算編成を進めておるんですけども、その中でDXは積極的に進めていきたいと思いますということで、全庁の意思決定はしております。

ただ、ちょっとスピード感が鈍いということで、市政企画部の内部としまして、9月26日に、我々秘書政策課、広報情報課、財政課も含めて、よりDXを進めていこうということで、全庁的な内容を検討しました。

その中で、10月の予算編成の事務説明会の中でもDXを進めていきたいと思いますということで、取組を進めたんですけども、結果につきましては意見への回答にもあったように、デジタル通知のみという形になってしまって、非常に残念な形ではあるんですけども、市としては積極的に進めておるとのことだけは御理解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（田上元一君） ちょうど総務省が、いわゆる地域課題にチャレンジするというので、自治体DXではなくて地域社会DXということで、総務省のホームページというか、ポータルサイトで、地域社会DXナビというのがあるのは御存じだと思うんですけど、その中でも、要するに地域課題が分からない自治体に対しては、まずはそれを把握できるという支援ができますよと。

それからもう一つ、その地域課題が分かっているところにはソリューションを実装するというのがメニューとしてあります。

総務省としては、いろんなことを市町村の何かきっかけづくりをいろんな形で提案をしているということなので、全庁的にやっつけらっしゃるといってもすごくよく分かりましたし、それから、もちろんそれがすぐに実のなるものでないということも分かりますので、なのでただ現れてきた予算としてはないよというのは、はっきりそれは正しいことなので、ですので、やはり我々としては、そうしたその地域の課題みたいなことにチャレンジしていくようなものが、ぜひとも今年度とは言わず、来年度と言わず、引き続きということで、そういうことに取り組んで考えてというか、皆さんで取り組んでいただくようお願いをしたいというのが私の意見です。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項2. 令和6年能登半島地震職員派遣に係る情報集約と課題についての報告を議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） よろしくお願ひいたします。

資料の40ページを御覧ください。長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

能登半島地震発生から1年を迎えたことに当たり、本市における支援状況をまとめました。この報告書は、令和7年1月21日に第2回可児市災害支援対策本部会議にて報告したものです。内容についてはその時点のものとなります。数値等、その後変わっているものもございますので、その点は御容赦いただきますようお願いいたします。

それでは説明を始めさせていただきます。

1ページ進んでいただきまして、この報告書の1ページになります。

初めにをお願いします。

令和6年1月1日に、最大震度7の令和6年能登半島地震が発生し、石川県における死者は456人であるなど甚大な被害となりました。

本市においては、岐阜県が中能登町及び輪島市の対口支援団体に指定されたことを受け、1月4日に可児市災害支援対策本部を設置し、以後令和6年中に職員を延べ335人現地へ派遣しております。

地震発生から1年が過ぎ、派遣した職員が行った業務や、そこから得た本市における課題等について報告させていただきます。

次に、派遣業務の概要についてです。

最初に職員を派遣できたのが1月5日以降となりますので、応急期、復旧期、そして復興期における派遣業務の概要についてまとめております。

1. 給水支援です。

初期の期間に職員を延べ76人派遣しています。

2. 被災建築物応急危険度判定支援です。

こちらの業務につきましても、早い時期から派遣し、被災家屋の危険度判定を行っております。

3. 避難所支援です。

5月末まで派遣を継続し、延べ159人を派遣しております。本市が支援した業務の中では最大の支援業務となります。

4. スライドダンプ貸出しです。

これはスライドダンプの譲り元であるB&G財団からの要請により、スライドダンプの貸出しを行ったものです。

5. 下水道支援です。

発災後2週間がたち、下水道管渠被害調査のため派遣しております。

6. 住家屋被害調査及び罹災証明業務支援です。

長期にわたり住家・非住家の被害認定調査の支援を行ってまいりました。

7. 避難所の衛生対策支援です。

避難生活が長期に及んだことから、健康相談などの業務を行ってまいりました。

8. 公費解体支援です。

発生から5か月が経過する頃から順次派遣を行ってまいりました。

9. 地方自治法に基づく職員派遣では、令和6年度技術職職員を1人羽咋市へ派遣し、復興関連の業務に従事しております。

今申しましたのが、市職員が被災地で支援してきました業務内容等となります。

次に、職員派遣によって報告された課題と、本市の現状ということで、項目別に課題と対応状況をまとめております。

最初に、1. 上下水道等インフラ関連です。

石川県の水道の基幹管路の耐震化率は36.8%で、可児市の46.3%と比べ低く、最大11万戸で断水が発生し、復旧までに時間を要しました。

課題の1です。

給水を行うに当たり、現場ごとに受水槽への高さ、距離などが異なるため、それに応じた対応が必要であるとする課題です。水道課において必要な機材等を調べ、準備してまいります。

課題の2です。

医療機関などに対しては多くの水を供給する必要があることから、あらかじめ給水計画において優先順位を決めて計画しておく必要があるとするものです。水道課において対応してまいります。

課題の3です。

給水地点から水を各家庭へ持ち帰ることについて課題を提起したものです。高齢者には多量に入るポリタンクより、本市が用意した給水袋が重宝したというものです。日頃から各家庭で給水を受けるための備えをしていくことの重要性をお知らせするとともに、給水袋は破損するものであることを踏まえ、余裕を持って準備してまいります。

課題の4です。

市民等から給水車の要請が多くあったことから、他市町村等から応援のあった給水車を振り分けることが困難であったとするものです。応援のあった給水車を割り振りする日本水道協会との情報連携、給水車に応じた給水ポイントを対策するなど対応手順を確認し、訓練を実施してまいります。

課題の5です。

給水車の台数が限られているため、給水車が給水ポイントで各個人への給水まで行っていると不効率であるというものです。

このことについては、12月補正で一次避難所に設置する給水タンク購入に係る費用を補正予算として計上し、給水車を効率に運用できるよう対策を進めております。

次に、2. 被災家屋調査関連です。

今回被災した輪島市等の耐震化率が45%から50%であったのに対して、本市においては86%となります。耐震化率が低いことが被害を拡大させた要因であると考えられます。

課題の1です。

住家屋被害調査にICT機器を活用することにより、専門的な知識がなくても業務を進めていくことができるというものです。

このことを先進事例とし、税務課において現在ICTを活用した調査ができるよう進めております。

課題の2です。

これは、雨天時における業務の困難さの解決を求めるもので、先ほどのICT機器の活用も図ることで対応してまいります。

課題の3です。

これは、応急危険度判定と住家屋被害調査が何を目的に行われているのか、被災者に理解されていないとするものです。

このことについては、調査時における丁寧な説明と、あらかじめ行う周知が重要であるとするものです。様々な機会を通じて、被災後にどのようなことが行われているのかを周知してまいります。

課題の4です。

これは、判定や調査に伺った際に、被災者の方が被災状況を詳細に説明されるため、調査業務がはかどらないとするものです。宝達志水町では、自治会長など同行して調査を行っており、そこで役割分担をすることにより、効率よく調査することができていました。当該事例を参考とし、運用を検討してまいります。

課題の5です。

能登半島地震では、被災後10日たってから特定非常災害の対象となりました。既に住家被害認定調査が始まっており、調査を終えた場所においては、調査済みの建物と未調査の建物を区別することが煩雑であったとするものです。

このことについては、前記1で導入を進めているシステムを活用することにより、対策が可能となります。

課題の6です。

これは、被災者が申請のたびに市役所に訪れなくてはならないことについて、例えば固定資産税については職権による減免ができないか、問題提起したものです。

このことについては、可児市税条例を改正し、職権による減免を可能としました。また、罹災証明書の申請書の様式を改正し、罹災届出証明書の申請並びに減免申請も併せて申請できるよう見直し、被災者が市役所を訪問する機会を減らすよう対策しました。

課題の7です。

能登半島地震において、被災後2日目には住家屋被害認定調査の申請が提出されたことを踏まえ、停電時においても調査業務を行うことができるよう、現在必要な機材の購入を進めております。

課題の8です。

市外からの応援者と情報共有を図ることの困難さについてを課題としたものです。市外からの応援者についても円滑に情報共有が図られるよう、マックスハブの追加購入を検討しております。被災家屋調査管理については以上です。

次に、避難所運営関連です。

地震発生から1年が経過しようとしておりますが、いまだに輪島市内において2か所の避難所で13人の方が避難生活を送っております。

課題の1です。

これは断水によるトイレの環境悪化についてを課題としたものです。

このことについては、現在備蓄している段ボールトイレやマンホールトイレに加え、フィルム圧着式トイレの購入を進めております。これにより、衛生環境の確保を進めてまいります。

課題の2です。

夜間等、施設に職員がいない時間帯に発災した場合、職員より先に避難してきた市民が扉をこじ開けるなどして、勝手に施設内に入ってしまうおそれがあることを課題としたものです。

非常時に避難所へ駆けつける職員については、できるだけ近隣の職員を配置するようにしていますが、避難所によってはそうでないところもあります。今後さらに検討してまいります。

課題の3です。

これは栄養バランスの取れた食事の提供について課題としたものです。

このことについては、令和5年度以降、備蓄する食料品に野菜スープなどを取り入れ対策を講じているところです。避難生活が長期化した場合については、栄養バランスの取れた食事の提供はなお課題であるとするものです。

課題の4です。

これは、避難所運営の中心的役割の担い手不足、または特定の者に負担が偏らないかを危惧したものです。本市においては、自治会等による運営を想定しております。自治会における共助の取組について、さらなる理解を深めてまいります。

課題の5です。

これは、仮設住宅の建設が進まないため、避難者数が減らないことを課題としたものです。本市では、能登地域と環境が異なり、主要道路が各方面に通じており、孤立することによって仮設住宅が建設できない想定は低いものと考えられます。また、仮設住宅の建設可能な場所を21か所想定していること、建設時には岐阜県の応急仮設住宅建設マニュアルによることを想定しています。

課題の6です。

強度が下がった段ボールベッドを使用することによる2次被害を危惧したものです。

このことについては、運用面等により検討してまいります。

課題の7です。

避難生活の長期化に伴い、二次健康被害を危惧するものです。

このことについては、避難所運営マニュアルに体を動かすことの重要性や生活不活発病チェックリストの活用などを加え、二次健康被害の予防を図ります。

次に、その他の課題として3点ほど上げています。

1つ目は、災害廃棄物の仮置場についてです。

能登半島地震においては、仮置場の確保が困難で、災害廃棄物の回収が始まったのは1か月後でした。災害廃棄物については、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画により処理が進んでいます。また、長野県や東京都などからの協力も予定されています。

本市におきましては、南海トラフ地震による災害廃棄物は11万3,000トンと想定されています。トイファクトリーの丘駐車場などで受け入れる想定です。さらに不足するような場合は、県と協議し、仮置場を確保してまいります。

2つ目は、災害応援職員の受入先についてです。

能登半島地震においては、岐阜県内からの派遣職員の宿泊先を岐阜県が確保し、各市町村の職員が支援に当たりました。

本市が被災した場合についても、まずは応援する側が準備し、支援いただけるものと考えています。

3つ目は、避難者の受入先についてです。

南海トラフ地震が発生した場合は、本市の被災状況が懸念されるとともに、沿岸部からの大量の避難者の受入れについても想定されることです。

能登半島地震においては、石川県が金沢市にある施設を1.5次避難所として開設しました。また、金沢市は輪島市からの要請を受け、体育館や福祉施設を1.5次避難所として開設しました。近隣市町が被災した際には、県などの要請に応じ、本市の被災状況を踏まえ、避難者の受入れについて検討してまいります。

以上が、令和6年能登半島地震職員派遣に係る情報集約と課題についての報告となります。

繰り返しになりますが、この報告書は、令和7年1月21日に可児市災害支援対策本部会議を開催し、そこで報告を行った後、職員掲示板に掲載しました。

報告内容を基に、既に防災安全課と協議を進めている部署、既に対策済みの課題もありますが、各課のBCPや非常時の運用マニュアルの見直しを行うとともに、今後開催する水防訓練、防災訓練においても問題意識を持って訓練に臨むよう周知を行いました。

ちなみにですが、3月6日現在、石川県の死者数は541人、輪島市の避難所については3か所9人ということになっております。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまの説明に対する質疑はございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） るる説明をいただきまして、ありがとうございます。

ちょうど今年度というか来年度、地域防災計画、国や県の見直しに合わせて市の計画も見直しをしていくという話を以前委員会等でお聞きをしたところでもあります。

実は、この現在の地域防災計画というのは私ごとですが、私が防災の係長のときに、東日本大震災を受けて全面的に見直したものでありまして、ちょうど自助、共助、公助の役割を各それぞれの役割分担というやり方とか、あるいはバインダーを加除式にして、常に最新のものにしていくという、そういう形に今の形にしたのが当方で、今もなっています。

それで、その後も大きな災害が起こって、今回大きな、恐らく大きなというか非常に大きな見直しになっていくと思います。

当時は、実は職員の知見というのはそんなになかったんですね。私もちょうどあのときに大槌町まで行かせていただきましたけれども、やっぱり現地へ行くというのはすごい大きな知見があると思います。それで、これだけの職員が現地へ行って、現場で見て、肌感覚でいろんなことを学んできたってすごい大きいと思うんですね。

それをぜひともこの計画の中に盛り込んでほしいということが1点と、それからもう一つは、これだけの知見を持っていらっしゃったので、ぜひともこれも市民の方にPRというか、共有をしてほしいなということです。

よくほかのところですと、報告を市長の前でしていたよなんて、何かテレビでやっているような図がありますけど、そんなことはどうでもよくて、これだけの知見を職員が現地で学んできたということ、ぜひとも市民の方にもいろんな形でPRしていただいて、何かあったときには市役所と一緒に、あるいは地域と一緒に防災をやっていくんだという、そういう体制を整えていくというのもとても大事だと思いますので、この今の報告に対することではないのですけれども、そんな感じで、令和7年度を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんでしょうか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項3. 地方税法等の一部を改正する法律案の概要についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○税務課長（下園芳明君） 続けて55ページをお願いします。

令和7年度税制改正における地方税法等の一部を改正する法律案の概要について説明します。

この資料は、昨年、令和6年12月の税制改正大綱を受け、総務省が公表した資料を基に、当市に関係すると思われる主な項目を抜粋加工した資料になります。

現在開会中の国会において、税制改正関連法案及び修正案が審議中であり、所得税の基礎控除の再度の見直しなど言われておりますが、住民税については、新たな情報が国や県から届いていないことから、今日の委員会では、お手元にある令和6年12月の資料を基に、順に概要を御説明いたします。

柱として5点上げています。

まず1点目、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応です。

個人住民税について、地域社会の会費的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講じます。

1つ目の丸、給与所得控除の見直しです。

給与所得を計算する際の最低保障額を現行の55万円から65万円に引き上げます。

続いて2つ目の丸、大学生年代の子等に関する特別控除の創設です。

特定扶養控除は、大学生年代、年齢19歳以上23歳未満の子等を持つ親の税負担を軽減するもので、現行子等の所得要件は48万円以下が対象となり、控除額は45万円です。

今回の改正により、子等の所得要件を58万円以下に拡大するとともに、所得58万円を超えた場合でも、親が受けられる控除の額が最高45万円から段階的に逡減し、所得123万円を超えると消失する仕組み、(仮称)特定親族特別控除を創設します。

続いて、3つ目の丸、扶養親族等に係る所得要件の引上げです。

先ほどの特定扶養控除の説明でも触れましたが、扶養親族等を取るための合計所得金額に係る要件は現行の48万円ですが、58万円に引き上げます。

いずれの項目につきましても、令和7年分の所得に係る令和8年度分の市民税から適用されます。

次に、2点目、地方創生や活力ある地域経済の実現です。

1つ目の丸、企業版ふるさと納税の延長について。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対し、企業が寄附を行った場合に、法人住民税等が寄附額の最大約9割控除される制度ですが、今年度末までの期限だったものを3年延長するものです。あわせて、チェック機能の強化や活用状況の透明化を行うものです。

続いて2つ目の丸、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長についてです。

中小企業が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、今年度末までに取得した償却資産が対象となっていたものを、今回、賃上げを後押しする見直しを行った上で、適用期間を2年延長するものです。

次のページ、56ページ、3点目、安全・安心な地域社会の実現です。

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を取得後5年間、価格の3分の2とする特例措置を創設し、2年間適用するものです。

4点目、車体課税に移ります。

二輪車の車両区分の見直しが行われます。

原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とするものです。現行の50ccの原動機付自転車は普通自動車免許でも運転が可能な車両ですが、令和7年11月以降の新たな排ガス規制のクリアが困難であることなどにより、今後の生産販売の継続が困難になります。

一方で、125ccクラスのものであれば規制をクリアできることから、警察庁等は車両区分を見直し、125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御したバイクを新基準原付と定義し、現行と同様、原動機付自転車免許や普通自動車免許で運転できる新制度を導入します。

今回、税法上の対応を整理し、新基準原付バイクの税率を年額2,000円、現行の50ccの原動機付自転車と同額にするものです。

最後に5点目、納税環境整備です。

納税通知書等に係るe L T A X経由での送付については、地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割の納税通知書について、電子的に送付を希望する旨の申出があったときに、e L T A Xを経由して提供することができるよう、所要の措置を講じるものです。

電子的に送付することができる範囲は、納税通知書、課税明細、更正決定通知書、税額変更通知書及び納税通知書を想定しています。

この改正は、法人に対して送達するものは令和9年4月1日以降、個人に対して送達するものは令和10年4月1日以降に送達するものから、それぞれ適用します。

以上が、税制改正に伴う地方税への影響の主な概要説明となります。

地方税法等改正法案が国会審議を通った後、市税条例等に影響する部分について条例改正を行うこととなりますが、現在、3月31日付で専決処分させていただき、6月議会で報告させていただくものと、6月議会で議案上程させていただくものを整理している段階でして、条例改正の際には改めて御説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

税務課からの報告事項は以上となります。

○委員長（松尾和樹君） それでは質疑はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項4. 一般社団法人カニミライブの特産品開発商品の販売実績についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（山口智司君） 57ページをよろしく申し上げます。

昨年の11月23日から、一般社団法人カニミライブの特産品開発商品、サトイモを使ったかにたろうクッキーが販売されました。

これまでの販売実績などについて報告させていただきます。

改めまして、商品ラインナップは4種類となっています。かにたろうクッキーの単品税込みで324円。栗ミルク味のコンフィチュール、ジャムですね、324円。蜂蜜ジンジャー味のコンフィチュール324円。クッキー4袋とコンフィチュール2種が入ったギフトセットが1,944円となっております。

蜂蜜は可児市で生産された可児そだち認定品を100%使用しています。栗も、全部ではあ

りませんが、可児市産で厳選されたものが使用されております。

販売場所はとれたひろば可児店、味菜館、道の駅可児ッテ、湯の華市場、東建塩河カントリー倶楽部、アメリカは広見地区内の雑貨屋さんになります。じゃぱんサンドイッチ、これは文化創造センター アーラ内のレストランと、けやき可児の市役所店です。また、インターネットでの販売も開始しております。

ただ、店舗によって販売開始の時期が異なっており、早いところで今年の12月の初旬、遅いところでは今月からとなっています。

4月以降は無印良品ヨシヅヤ可児、ぎふワールド・ローズガーデン、子育て健康プラザマーノ、そして市外の販売場所として、JR岐阜駅のアクティブG内の県産品ショップ、各務原市の河川環境楽園オアシスパークを予定しています。

次に、2月末時点での販売実績は、合計で1,174個、71万3,448円。内訳は表のとおりとなっています。

このうち、詰め合わせというのは、店舗によりますが、コンフィチュールの瓶のスペースの関係でバーコードの表示ができないため、クッキーと合わせて袋詰めにして販売しているものです。

販売金額70万円ほどのうち40万円ほどが販売当初の特設会場でのカニミライブによる直接販売によるもの。30万円ほどがとれたひろば可児店、味菜館、道の駅可児ッテ、湯の華市場、インターネット販売によるものとなっています。

続いて、2月末までに支出した経費について。

商品開発費に52万4,233円、商品販売費に41万6,007円、広告宣伝・販売促進費に22万8,250円、法人事務費に20万8,318円、合計で137万6,808円。内訳は表のとおりとなっています。

なお、商品開発費のうち、クッキーやコンフィチュールの試作品から完成品に至るまでに要したもろもろの費用については、全て製造者の恵那川上屋が負担をしております。

最後に、今後の事業展開等についてですが、正式には今月末に開催されます理事会で決定されるものにはなりますが、市の考えとしましては、当面は市内販売場所の数を増やし、また市内で開催される各種イベントへの出張販売などにより、市民への認知度を高めていくことを重要視しまして、可児市の特産品、お土産品としてかにたろうクッキーを定着していくこと、また並行して可児そだち認定品を中心としたサトイモ以外の素材を生かした特産品の開発も検討していきたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

○委員（大平伸二君） ありがとうございます。

ちょっと説明の中で1つ聞きたいことがあるんですけど、これ取扱店舗の手数料ってどのくらい支払って見えるんですか。

○産業振興課長（山口智司君） 販売店舗によって手数料の幅があります。今後の販売店舗の

拡大に影響があるかもしれませんので、手数料の詳細は控えさせていただきたいですが、販売額にそれぞれの販売店舗との契約により取り決めた率を乗じた金額を支払っています。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは、すみません、ここで暫時休憩といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午後 2 時33分

---

再開 午後 2 時45分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開します。

東日本大震災発生から14年となる本日、震災発災時刻14時46分に弔意表明の黙祷を行います。

この後、館内放送が流れますので、それまでしばらくお待ちください。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2 時45分

---

再開 午後 2 時47分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開します。

休憩前に引き続きまして、5番、協議事項1. 議会報告会のまとめについてを議題といたします。

それでは議会報告会ですけれども、先月2月15日、議員の方と広く市民の方と参加で、合計21名の方が2班に分かれて意見交換を行いました。テーマは災害から家族と地域を守る市民防災の力ということでございます。

そこで報告書のほうを作成させていただきまして、皆様にはメールでお送りさせていただいたと思います。簡単に結論の最後の部分だけ触れさせていただきますが、楽しさを取り入れながら防災意識を高め、互いに学び合う姿勢を育てることで、災害に強いコミュニティーづくりの基盤となるであろうDIG災害図上訓練という手法の有効性などは、今後も検討課題に追加し、調査・研究していきたいといたしまして、委員会から可児市議会議長のほうに提出が済んでおるものです。

まず、この前段の楽しさを取り入れながらという部分につきましては、今年の1月、委員会視察で豊島区イケ・サンパークの視察、この報告書でも示しましたが、エンターテインメント性を取り入れた防災啓発の手法、フェス形式でしたね。あとはゲーム感覚で楽しめる工

夫が、防災を身近で親しみやすいものに変容させているという、そういった学びから、その継続で、今回フリースピーチの中で中学生の生徒が発言をしていましたそのDIGというものの、この可能性について、委員会としては継続的に調査・研究をしていきたいということとさせていただきます。

そこからまた、令和6年11月に実施をしました議会報告会においては、テーマが地域防災力向上の取組についてだったんですけれども、参加していただいた方が、市内の自治連合会の会長と防災士の方がおおよそペアで参加していただきましたが、報告会終了後の議員間の中の発言でもありましたが、非常に有意義な時間であったし、マッチングがよかったというような意見もありました。

これらのことを鑑みまして、このDIGの調査・研究については、まずフリースピーチをしていた中学生が所属をしている地域クラブ、わくわく防災ジュニアクラブ可児、こちらの取組の中でのDIGという取組を彼は学んだということでしたので、今後委員会として、提案なんですけれども、この地域クラブ、わくわく防災ジュニアクラブ可児の中学生の子たちと一緒に、できれば、先ほどお話しした自治連合会ですとか、その自治連合会の地区の防災士の方々、ペアですね、こういった方々も交えながら、一度委員会としてもそのDIGの体験をすとか、そういった方向で、ちょっと正・副委員長のほうで調整をしながら、またまずは皆様に提案という形でお届けしたいというふうに現段階では考えておるんですけれども、このことについて、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。何か御意見ございませんでしょうか。

○委員（澤野 伸君） いい提案ありがとうございます。

体験することも重要だと思いますし、またそういった団体の活動を見るということのも大事だと思いますので、御検討いただけるということであれば大変ありがたいなと思います。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、ただいまの御意見でいただきましたように、提案させていただいたとおりで、まずは正・副委員長のほうで進めさせていただき、改めて委員の皆様には提案させていただくという進め方で今後いきたいと思いますので、この点についてはよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの協議事項、1つ目は終了いたしまして、そのほかに移りたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

まず、すみません、私のほうから1点は、今回の一般質問について、毎回この総務企画委員会では一般質問を受けて、今後新たに委員会として調査・研究をしていくようなものがあれば取り組んでいくということなんですけれども、今回の一般質問、全部で12名の議員が一般質問されていましたが、何か気になるもの等ございましたら御発言いただきたいと思いますが、ございませんでしょうか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

このことについては、また気軽に御相談いただければと思いますので、この点についても引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般質問に関する件についても終了といたします。

続きまして、その他事項ですけれども、委員の方から何か御発言等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員（澤野 伸君） さっきの予算決算委員会で田上委員が言われていたDXの関係なんですけど、前の会議でも、私も少しちょっと触れさせていただいたんですけど、地図の3D化、国土交通省の航空事業があって、そういったものも美濃加茂市なんかは積極的に取り入れて、今やっぺらっしゃるような状況なんかも話をしたんですけども、今回なかなかそういった部分については出てこなかったというのは、決算での提言では載せておいたんですけども、上がってこなかったというのは少しちょっとどうなのかなというところの議論がありましたけれども、当委員会で、じゃあどういうふうにしていくかというのも、少し、多分予算決算委員会では多分受けないような感じだったので、調査項目、早くこれ、でもやっぺらかないと、予算枠で多分削られていくばかりだと思うんで、今が本当、チャンスなんだろうと思うんですよね。新たな事業立ち上げをしていくという上では。

今、そういったことで交付金なんかも金額を上げるということでしたので、その辺のところをもしちょっと御意見があれば、皆さんの御意見を伺いたいなと思ひまして発言をしました。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

ただいまの意見に対して皆様、御意見がある方、挙手お願ひいたします。

○委員（田上元一君） 実際に、今朝の答弁で、その取り組むものがない、予算がないという話で締めてしまったので、なかなかさっきの可児市総合戦略のところを何をやっているんだという話にはならないんで、そういうふうになってしまったんですけども、その後、市政企画部長と秘書政策課長と少し話をしている中でいいますと、要するに、各課の取組、いわゆるこういうおいしいニンジンのようなお金があって、それを食いに行かないという現状が、非常に、市政企画部としてじくじたるものがあるというのが正直なところだというふうにおっぺらっていました。

つまり、幾ら市政企画部がお声をかけても、結局、担当課が事業としてそれを事業化していこうという意欲と熱意がないことにはやっぺらいけないというのが現状だという、それは市役所内部の話ではありますけれども。

なので、私はその市政企画部長とその秘書政策課長に、もう一度その各課に投げたらどうかと、各課でもう一度、ちょこちょこ小さな事業でたくさんやっぺらっているというものもあります。しかし本当に交付金を使って、チャンスなので、そういうのに果敢にチャレンジしてい

く。それで蹴られれば蹴られただけの話なので、再生計画をつくって県や国に出してみても、取れんなら取れんでしょうがないけれども、そのつくる過程の中で、各課が本当に課題とかそういうものをもう一度認識できるチャンスであるんで、そういうことをやってみたらどうかという話をちょうどさっき終わり際にさせていただいたところなんです。

なので議会からという形でいいますと、例えば委員長報告という形でいいますと、どうしても我々と市政企画部とか、その秘書政策課というふうに取りまとめのところに行ってしまうんですけども、やはり各課で自分たちの事業をもう一度見直して、本当に市民の課題に資するようなものにどうチャレンジをしていくのかということ、もう一度、せっかく石破総理が地方創生というお話をしてみえるわけですから、それに果敢にチャレンジしてほしいというのは、委員長報告に含めていただけるとありがたいなというのは、今日の議論も含めて思ったところであります。以上です。

○委員長（松尾和樹君） そのほか御意見ございますか。

ちょっとすみません、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 57 分

---

再開 午後 3 時 18 分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開いたします。

それではただいま御意見いただきましたので、総務企画委員会といたしましては、明日の予算決算委員会で委員長として、私のほうから動議を上げさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

一旦、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3 時 19 分

---

再開 午後 3 時 20 分

○委員長（松尾和樹君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

産業振興課長より発言を求められておりますので、これを認めます。

○産業振興課長（山口智司君） 先ほど、カニミライブの報告の際に、大平委員から手数料の件で御質問いただきまして、発言させていただきましたが今後、まだ市内事業者等広がっていくことがありますので、議事録の訂正をしていただきたいというお願いです。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいま産業振興課長からそのようなお話がございませ

たので、委員会としてはそのようにさせていただくということによろしいですかね。

○委員（澤野 伸君） 手数料に幅があるというんだけど、そうすると卸値ってずれちゃうよね。

商品の卸値を変えないと手数料、販売価格一律にならないよね。どういうふうになっているんですか。

○産業振興課長（山口智司君） 恵那川上屋から卸値ということで、地域商社ミライブが仕入れて、その仕入れ値でもって、卸しているのは、各店舗で販売しているのは先ほどの定価です。そこから先ほどの手数料分を差し引いた分がミライブに振り込まれるという、そういうことになりますので。

恵那川上屋から仕入れた分が、何パーかのいわゆる定価との上がりというか、ありまして、その分から先ほどの幅で店舗がさらに引いていく、その残りがミライブのいわゆるもうけになっていくというところです。

その代わりに、直販する場合は丸々というところで、そんなふうでございます。

〔発言する者あり〕

○委員長（松尾和樹君） すみません。

それでは、委員会については、今、産業振興課長からあったようにさせていただきたいと思っておりますので、それについて皆様御理解よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日予定していました案件は全て終了しました。

そのほか、全体を通して何かございましたらお願いします。

〔「ありません」の声あり〕

それでは発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 23 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

可児市総務企画委員会委員長